

令和4年第2回竹原市議会臨時会会議録

令和4年第2回竹原市議会臨時会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	報告第 2号	損害賠償額の決定について
日程第 4	報告第 3号	竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部改正について
日程第 5	報告第 4号	竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	議案第 23号	竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
日程第 7	議案第 24号	竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 8	議案第 25号	竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 9	議案第 26号	竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 10	議案第 27号	竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 11	議案第 28号	令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）

令和4年第2回竹原市議会臨時会議事日程 第1号

令和4年5月30日（月） 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 2号 損害賠償額の決定について
- 日程第 4 報告第 3号 竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 報告第 4号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第23号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第24号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第25号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第26号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第27号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第28号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 議案第23号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 追加日程第2 議案第24号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 追加日程第3 議案第25号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 追加日程第4 議案第26号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 追加日程第5 議案第27号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 追加日程第6 議案第28号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）（総務文

教委員会)

令和4年5月30日開会

(令和4年5月30日)

議席順	氏名	出席
1	金森保尚	出席
2	下垣内和春	出席
3	今田佳男	出席
4	竹橋和彦	出席
5	山元経穂	出席
6	堀越賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上美津子	出席
9	大川弘雄	出席
10	道法知江	出席
11	宮原忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観 光 ま ち づ くり 担 当 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂	出 席

午前10時00分 開会

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回竹原市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、議長から報告をいたします。

閉会中における議員派遣の実施について。

先般、4月18日におきまして、行政視察のため、全議員を広島中央環境衛生組合、広島中央エコパークへ派遣いたしましたので、会議規則第167条第1項ただし書の規定により、ここに報告しておきます。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回竹原市議会臨時会を開会いただくに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、人事院では昨年8月に国家公務員の期末勤勉手当の支給月数が民間事業所における特別給の支給割合を上回っていたことから、国家公務員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げる勧告を行っております。

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有しており、本市においてもこれまで勧告を尊重し、実施してきております。本臨時会におきましては、人事院勧告の内容を実施するため、議員、特別職、職員、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるなどの各条例改正案のほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金を支給する経費等の補正予算案に加え、地方税法の改正に伴う市税条例及び手数料条例を改正する専決処分の報告など合計9件を上程しております。

これらの詳細につきましては、この後担当から御説明を申し上げますが、議員各位におかれましては何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番竹橋和彦議員、12番吉田基議員を指名いたします。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第3，報告第2号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） ただいま議題となりました報告につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の3ページを御覧ください。

報告第2号損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

本件は、物損事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものであります。

事故の概要を申し上げますと、令和4年3月9日、竹原市竹原町の市管理地において、都市整備課職員が草刈り作業を行っていたところ、飛び石により市道を通行中の車両の車体の一部に損傷を与えたものであります。その後、相手方と車両の修理代11万円を賠償することで示談が成立し、令和4年3月31日に専決処分したものであります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

日程第4・日程第5

議長（大川弘雄君） 日程第4、報告第3号竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部改正について及び日程第5、報告第4号竹原市国民健康保険税条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者の報告を求めます。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ただいま議題となりました報告につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の4ページを御覧ください。

報告第3号竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部を改正し、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産課税台帳等の住所が明らかにされることで生命等に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、住所を削除するなど総務省令で定める措置を講じたものを閲覧に供することができることとするものであります。

また、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を新設し、下水道除害施設の課税標準特例割合を4分の3から5分の4に改正するものであります。

次に、議案説明書の5ページを御覧ください。

報告第4号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について御報告申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

本件は、報告承認案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより分離し、順次討論、採決いたします。

まずは、報告第3号竹原市税条例及び竹原市手数料条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第6～日程第11

議長（大川弘雄君） 日程第6，議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案から日程第11，議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の6ページを御覧ください。

議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、人事院の令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告等を考慮して、職員の期末手当の支給割合について改定するとともに、平成27年4月実施の給与制度の総合的見直しに係る経過措置について延長するものであります。

令和3年度においては、期末手当の支給率の引下げについて人事院から勧告されており

ます。本市職員の給与改定について検討した結果、人事院の勧告等を踏まえて期末手当の支給率を引き下げるほか、平成27年4月実施の給与制度の総合的見直しに係る経過措置について、部長級及び課長級を除く職員を対象として令和6年3月31日まで延長するものであります。

次に、議案説明書の7ページを御覧ください。

議案第24号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、先に御説明いたしました本市一般職の職員の給与改定を実施することに合わせ、市議会議員の期末手当の支給率について、現行年間支給割合4.45月分を4.3月分に改正するものであります。

次に、議案説明書の8ページを御覧ください。

議案第25号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、先に御説明いたしました本市一般職の職員の給与改定を実施することに合わせ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について、現行年間支給割合4.45月分を4.3月分に改正するものであります。

次に、議案説明書の9ページを御覧ください。

議案第26号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、先に御説明いたしました本市一般職の常勤職員の給与改定を実施することに合わせ、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改定するものであります。

改正の内容につきましては、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当が支給されないことを考慮して、期末手当について現行年間支給割合2.55月分を2.45月分に改正するものであります。

次に、議案説明書の10ページを御覧ください。

議案第27号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、先に御説明いたしました本市一般職の常勤職員の給与改定を実施することに合わせ、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改定するものであります。

す。

改正の内容につきましては、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当が支給されないことを考慮して、期末手当について現行年間支給割合2.55月分を2.45月分に改正するものであります。

次に、議案説明書の11ページを御覧ください。

議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明いたします。

総務費においては、広報広聴に要する経費として広告料96万5,000円を追加計上しております。

民生費においては、子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費として子育て世帯生活支援特別給付金など2,634万7,000円を追加計上しております。

衛生費においては、予防接種に要する経費としてワクチン接種委託料など4,499万2,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、鳥獣被害対策に要する経費として管理用備品196万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金7,230万4,000円、県支出金196万1,000円を追加計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,426万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ134億5,230万8,000円とするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております6件について、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第6、議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案から日程第11、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）までの6件を総務文教常任委員会に付託いたします。

この後直ちに総務文教常任委員会を開催し、審査終了後本会議を再開いたします。

その間暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前11時08分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議の休憩中、総務文教常任委員会が開催され、付託案件の審査が終了したことから、先ほど議長に委員会報告書が提出されました。

お諮りいたします。

付託案件でありました議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案から議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）までの6件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、付託案件でありました議案第23号から議案第28号までの6件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

議長（大川弘雄君） 追加日程第1、議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案から追加日程第6、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番今田佳男総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会には、議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第24号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第25号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第26号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第27号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）の6議案が付託されました。

審査の結果、議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第26号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第27号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については賛成多数、議案第24号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第25号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号）については全会一致で可決となったものであります。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第23号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第23号に反対します。

この議案は、市職員のボーナスを削減するものであり、市職員の生活に悪影響を与えます。今、緊急課題としてやるべきことは、市民の生活と暮らしを守るためには物価の引下げと市民の収入を増やすことが必要であります。このたびの市職員のボーナス削減は、生活に悪影響をもたらすだけでなく、市内等の経済好循環にも逆行することになります。

2つ目には、竹原市職員の長時間残業がいまだに是正されておられません。市職員の健康問題と同時に、市民サービスの拡充にも労働環境の改善は急務であります。急いでやるべきことは、給与削減ではなく市職員の適正配置等による長時間残業の是正であります。

以上の理由で、私は議案第23号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので，発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は，議案第26号に反対します。

反対の理由は，議案第23号と同様の趣旨であります。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので，着席を願います。

採決の結果，起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので，発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は，議案第27号に反対をいたします。

反対の理由は，議案第23号と同様の趣旨であります。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので，着席を願います。

採決の結果，起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第1号），本案に対する委員長報告

は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これをもって令和4年第2回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員